

平成29年11月30日

## 日本版スチュワードシップ・コード改訂への対応について

独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」）では、資産運用活動において、平成26年8月29日付で、「『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》」（以下「日本版スチュワードシップ・コード」）の受入れを表明したところです。その後、運用委託先を通じて株主議決権行使、エンゲージメントなどのスチュワードシップ活動を実施してまいりました。

今般、「機構」は、平成29年5月29日に改訂された「日本版スチュワードシップ・コード」（改訂版コード）の趣旨に賛同し、「コードの各原則への対応」を一部改訂いたしました（平成29年11月30日付）。

今回の改訂では、「日本版スチュワードシップ・コード」改訂の趣旨を踏まえ、アセットオーナーとして、運用委託先によるスチュワードシップ活動の実効性向上に貢献するための措置、方針等を盛り込んでおります。

機構としては、今後も、中小企業退職金共済制度の退職金原資の運用にふさわしいスチュワードシップ責任の在り方を検討し、アセットオーナーとして、スチュワードシップ責任を適切に果たすための取組を推進してまいります。

以上